

平成24年10月25日

自転車交通ルールの徹底方策の論点整理

(第2回自転車交通ルールの徹底方策に関する懇談会資料)

1 対象者に応じた体系的な交通安全教育の在り方

【課題】

- ・ 国民の多くが乗ることのできる自転車については、交通安全対策上の必要性は高い。道路交通環境の整備に取り組んでいる一方で、幅広い対象に対してルールを徹底するには社会全体で取り組んでいくことが必要。各主体が連携しながら適切な役割分担に従って体系的に交通安全教育を実施することが必要だが、現状の交通安全教育は必ずしも体系的になっているとは言い難い。
- ・ 平成23年中の自転車教室の受講人数の内訳を見ると、小学生、中学生、高校生が89.6%を占めており、成人、高齢者に対する交通安全教育が不足。小学生、中学生、高校生、成人、高齢者という生涯連続的で体系的な交通安全教育の機会を提供することが必要。

(1) 自転車の対象者に応じた体系的な交通安全教育

ア 交通安全教育の主体ごとの分類

警察、学校、職域、地域社会、交通安全関係団体、ボランティア

イ 交通安全教育の対象ごとの分類

児童、高齢者等の世代別、使用目的別（通勤、業務等）、違反の有無別

(参考) 交通安全教育指針では、世代別の自転車に係る交通安全教育の内容についてガイドラインを定めている(第1回懇談会の参考資料集11頁以降参照)。

(2) 役割分担の在り方

ア 学校による小学生、中学生、高校生、大学生への交通安全教育

イ 企業（自転車便、自転車を通勤に利用する従業員のある企業）による従業員への交通安全教育

ウ 小売店（自転車販売店、スーパー）による消費者への交通安全教育

エ 保育園・幼稚園による保護者への交通安全教育

オ 地域社会（地方公共団体、町内会）による高齢者への交通安全教育

カ 警察による違反者に対する再犯防止のための交通安全教育

注) 警察、交通安全関係団体、ボランティア団体は、ア～オの交通安全教育について講師派遣等により支援

(論点)

- ・ 交通安全教育の主体や対象として、他に考えられるものはないか。

2 今後の自転車の交通ルールの徹底方策の在り方

(基本的な考え方)

自転車の交通ルールを徹底するためには、ルール遵守意識を定着させるような技法で交通安全教育を行うことが必要。

いかにルール遵守意識を定着させるような交通安全教育の技法があったとしても、交通安全教育の機会の提供が不十分であり、又は交通安全教育を受けるべき者が参加しないということでは、交通ルールの徹底を図ることは困難。そこで、交通安全教育の機会の提供と参加促進の効果的な方策を検討することが必要。

しかし、このような効果的な交通安全教育の技法、幅広い交通安全教育の機会の提供、参加促進方策により交通安全教育を推進したとしても、それでもルールを守らない者には、交通安全教育を確実に受けさせる仕組みが必要。

(1) 交通安全教育の技法

【課題】

- 各都道府県警察、地方公共団体等の各主体において、教育を受ける者に感銘を与えるような技法により交通安全教育を実施しているが、ルール遵守意識の定着を図るための交通安全教育の技法について、さらに工夫していくことが必要。

ア 発生しやすい事故類型について重点的に説明する交通安全教育

イ ルールをただ教えるのではなく、なぜそのようなルールが定められているのか説明し、又はルール違反の結果、どのようなことが起きるのかを説明する交通安全教育

(例)

- 自らが加害者となって事故を起こした場合に生じる損害賠償責任について説明する
- 自らが交通ルールを守らなかったばかりに他の立場の人を犯罪者にしてしまう可能性があることを説明する

ウ 当事者を巻き込み、自分の役割を演じさせるような交通安全教育

(例)

- 自転車通学者に免許を与えて交通違反の多い者の自転車通学を禁止する(事例1)

- ・ 傘差し運転防止のために雨合羽のデザインを生徒にしてもらう(事例2)
- ・ 交通安全活動に取り組んでいる高校のリーダー的立場の生徒に対して交通安全教室を実施し、学んだことを踏まえて各高校で交通安全活動をしてもらう(事例3)

エ 交通ルール以外に駐輪マナー、通行マナー等も教える交通安全教育

(論点)

- ・ 当事者を巻き込み、自分の役割を演じさせるような交通安全教育の技法として、他にどのようなものがあるか。また、当事者の積極的な行動を促すためには、警察はどのようなアプローチをすることが適切か。
- ・ 効果的な交通安全教育の技法として、他にどのようなものが考えられるか。
- ・ 特に、ルールを守ろうとしない者への交通安全教育の技法として、どのようなものがあるか。

(参考) 他の交通安全教育の技法

- ・ スケアード・ストレイト方式
スタントマンが自転車と自動車による交通事故を実演し、それを実際に対象者に見せ、自転車事故の危険性について強く印象付ける。
- ・ 危険な自転車通行の疑似体験
片手運転、二人乗り等の交通ルール違反の通行方法を体験させ、ルールに違反した乗り方が危険であることを認識させる。
- ・ 損害賠償責任に関する講話
加害者として自転車事故を起こした場合の損害賠償責任等について説明する。
- ・ 交通事故被害者や遺族の講演等
交通事故被害者や遺族が講演を行ったり、その手記を読み聞かせることで、残された家族の気持ちや交通事故にあった場合の影響について理解を深める。
- ・ グループディスカッション
自転車の交通事故の危険性、防止策について、対象者に発表させるとともに、ディスカッションを通じて理解を深める。
- ・ 適性に応じた教育
個々人の性格を把握した上で、各自の適性に応じて安全運転の心構えについて指導する。

- ・ 自転車シミュレータを活用した教育
交通事故の原因となる危険な行為を疑似体験させるために自転車シミュレータを活用する。
- ・ 自転車大会
自転車の交通ルールの知識や運転技能を競わせる。

(2) 交通安全教育の機会の提供と参加促進方策

【課題】

- ・ 成人については、自転車の利用の目的・形態も多種多様であり、対象者に応じて交通安全教育の機会の提供、効果的な参加促進方策についてきめ細かな対応が必要。

ア（対自転車購入者）自転車購入時に自転車販売店に交通ルールの説明を確実に実施してもらう。（事例４）

イ（対業務利用者）自転車による配達を業務としている企業において、業務で自転車を利用する社員に対して交通安全教育を実施してもらう。（事例５）

ウ（対通勤利用者）企業とタイアップして自転車教室を受けた者に限り、自転車通勤を認めてもらう。（事例６）

エ（対買い物利用者）スーパーで自転車教室を実施してもらい、受講者に何らかの付加サービスを付与してもらう（例えば、割引特典等）。

オ（対保護者）保育園・幼稚園において子育てに関する相談・アドバイスのため母親が集まる機会や健康診断や集団予防接種の機会に、自転車の交通ルールに関する講座を行ったり、チラシを配布したりする。また、親向けの自転車の交通ルールに関するチラシを保育園・幼稚園を通じて年に何回か配布してもらう（繰り返し機会を提供することが重要）。（事例７）

（論点）

- ・ 成人に対して実施する体系的な交通安全教育に人を集めるためには、どのように機会を提供すればよいか。
- ・ 交通安全教育を受けるメリットやインセンティブを与える手法として、他

にどのような手法が考えられるか。

(3) ルール違反者に対する再犯防止のための交通安全教育

【課題】

- ・ 幅広い交通安全教育を行ったとしてもなおルールを守ろうとしない者に対しては、確実に交通安全教育を実施するため、講習を受講させる仕組みが必要。

ア 講習を受講させる者の範囲

(A案) 事故を起こす可能性の高い違反として類型化されたものを犯した者

(B案) 指導警告を何度も受けるなど、常習的に違反を犯す者

(C案) 悪質・危険な交通違反を犯したことにより交通切符で検挙された者

イ 講習の受講を義務付ける場合における義務履行担保方策

(論点) ア関係

- ・ (A案について) 講習の受講を義務付ける場合、自転車乗用中の交通事故死傷者が犯した法令違反のうち最も多かった違反は、前方不注意等の安全運転義務違反であるが、この違反を犯した者について受講義務の対象とすると、受講を強制する対象が広くなり過ぎないか。また、安全運転義務違反について、受講義務を課すためには違反を認定しなければならないが、当事者が否認した場合などに違反を認定することが可能か。
- ・ (B案について) 現在、現場における措置にとどめている指導警告については、悪質性、迷惑性が比較的軽微なものについて行っているが、これを複数回繰り返したとしても講習を受講させる仕組みを設けることまで必要か。
- ・ (B案について) 講習を受講させる仕組みを設けるに当たり、指導警告歴を受講の対象者の要件とすると、膨大にある指導警告の人定確認に正確性を求める必要が生じ、その他の警察活動への影響が懸念されないか。
- ・ (A～C案共通) 受講させる者の対象年齢は何歳とすることが妥当か。

(論点) イ関係

- ・ 講習の受講を義務付ける場合、その義務履行担保方策としてどのような方法が考えられるか。

3 自転車の交通ルールの徹底のための指導取締りの在り方

【課題】

- ・ 平成18年以降、自転車による交通違反に対する指導取締りを強化し、近年は、指導警告が年間200万件以上になるとともに、悪質・危険な違反者の検挙人数も増加を続けているにもかかわらず、自転車利用者の交通ルール・マナー違反に対する国民の批判の声が未だ後を絶たない。

(論点)

- ・ 自転車による交通違反に対しては指導警告を行うことを原則とし、悪質・危険な違反について検挙するというのが現在の方針であるが、引き続きこの方針で推進していくべきか。
- ・ 自転車による交通違反に対しては、更に積極的に指導取締りを推進するべきか。
- ・ 指導警告を受けた者のルール遵守意識の定着を図り、指導警告の効果をより高めるためには、どのようにすればよいか。

4 その他の意見

自転車関係の施策は地方公共団体ごとに様々な取組がなされているが、他の団体の取組状況を入手しやすくする仕組みを設けるべきではないか。

自転車の交通ルールの詳細を知っている者は少ないので、道路標識以外でルールを分かりやすく明示するような表示を施すべきではないか。

携帯電話で電話しながらの運転及びイヤホンを着用して音楽を聴きながらの運転は、全国一律で禁止とすべきではないか。

幼児を乗せて自転車を走行する者、幼児と一緒に自転車で走行する者に車道を走行させることは危険と感じられることから、歩道を走行してもよいというルールに変更する必要があるのではないか。